



## 第25回葛飾の美術家展記念講演会・ 美術ワークショップの参加者を募集します

葛飾ゆかりの美術家による展覧会(5月13日(金)～22日(日))が今年で25回目を迎えます。記念イベントとして、講演会「日本刀の世界」や美術ワークショップを開催します。

【担当課】 文化国際課 ☎5670-2259

### 記念講演会

| イベント名    | 日時                 | 会場                          | 内容  | 講師    | 費用 | 定員   | 申込方法   | 申し込み  |
|----------|--------------------|-----------------------------|---|-------|----|------|--|---|
| 『日本刀の世界』 | 5月20日(金)<br>午後2時開演 | かつしかシンフォニーヒルズ<br>(立石6-33-1) | 葛飾区在住の日本刀の第一人者である刀匠の吉原義人氏が、日本刀の制作や美術としての日本刀などについて解説します。 | 吉原義人氏 | 無料 | 250人 | 往復ハガキに「日本刀の世界」・住所・氏名(フリガナ)・電話番号・参加人数(4人まで)を書いて、4月28日(木)(必着)まで(多数抽選)。 | 〒124-0023東新小岩8-38-9<br>熱田隆一<br>☎090-8845-4312 |

### 美術ワークショップ

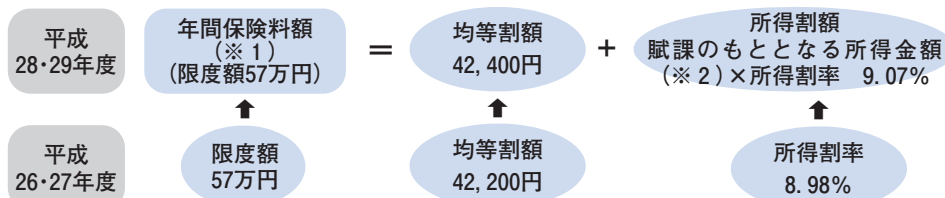
| イベント名      | 日時   | 会場                          | 内容  | 講師             | 費用              | 定員  | 申込方法                         | 申し込み   |
|------------|--|-----------------------------|---|----------------|-----------------|-----|------------------------------|--|
| 扇面画入門      | 5月16日(月)<br>午後2時～4時30分                         | かつしかシンフォニーヒルズ<br>(立石6-33-1) | お好きな画材で白扇2枚(骨なし)に絵を描きます。<br>【持ち物】絵の具、パレット、筆<br>希望者には骨(1本2,000円)をお付けします。 | 丹羽良勝氏          | 1,000円          | 20人 | 3月27日(日)午前9時から電話かファクスで(先着順)。 | 丹羽 ☎090-3132-9156<br>FAX047-365-0176<br>(受付時間:午前9時～午後6時) |
| 裸婦の絵画制作全3回 | 5月17日(火)<br>5月19日(木)<br>5月21日(土)<br>午後2時～4時30分 |                             | 裸婦画を、好きな画材で自由に制作します。1回だけの参加も可能です。<br>【持ち物】絵の具、パレット、スケッチブックまたはカンヴァス、筆    | 丹羽良勝氏<br>(他2名) | 4,500円<br>(3回分) | 20人 | 3月26日(土)午前9時から電話かファクスで(先着順)。 | 丹羽 ☎090-3132-9156<br>FAX047-365-0176<br>(受付時間:午前9時～午後6時) |
| 絵手紙入門      | 5月18日(水)<br>午後2時～4時30分                         |                             | 画仙紙(ハガキ3枚)にお好きな画材で絵を描きます。<br>【持ち物】絵の具、パレット、筆                            | 田上雅康氏          | 500円            | 20人 | 3月26日(土)午前9時から電話で(先着順)。      | 田上 ☎3697-6307<br>(受付時間:午前9時～午後6時)                        |

## 後期高齢者医療制度の保険料について

【担当課】 国保年金課 ☎5654-8528

平成28・29年度の後期高齢者医療制度の保険料および軽減措置をお知らせします。  
 平成28年度保険料額決定通知書は、7月中旬ごろにお送りします。詳しくはお問い合わせください。

### 保険料の決め方



- (※1) 年間保険料額は100円未満切り捨て
- (※2) 賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等から33万円(基礎控除額)を差し引いた額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

### 保険料均等割額の軽減

世帯主および同じ世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計額が下表の基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯                  | 均等割額の軽減割合 |
|--------------------------------------|-----------|
| 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない) | 9割        |
| 33万円以下で9割軽減の基準に該当しない                 | 8.5割      |
| 33万円 + (26万5千円 × 被保険者の数) 以下          | 5割        |
| 33万円 + (48万円 × 被保険者の数) 以下            | 2割        |

65歳以上(平成28年1月1日時点)の方で公的年金所得がある場合は、その所得から15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。  
 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

### 保険料均等割額の軽減対象者の拡大

- ▶ 5割軽減 軽減対象となる所得基準額が拡大されました。  
 (拡大前: 33万円 + (26万円 × 被保険者の数) 以下)  
 (拡大後: 33万円 + (26万5千円 × 被保険者の数) 以下)
- ▶ 2割軽減 軽減対象となる所得基準額が拡大されました。  
 (拡大前: 33万円 + (47万円 × 被保険者の数) 以下)  
 (拡大後: 33万円 + (48万円 × 被保険者の数) 以下)

### 保険料所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等から33万円(基礎控除額)を差し引いた賦課のもととなる所得金額が下表の基準以下の場合、所得割額が軽減されます。

| 賦課のもととなる所得金額 | 所得割額の軽減割合 |
|--------------|-----------|
| 15万円以下       | 100%      |
| 20万円以下       | 75%       |
| 58万円以下       | 50%       |

### 制度加入の前日まで被用者保険(※3)の被扶養者だった方の保険料の特例

均等割額が9割軽減となり、所得割額はかかりません。

(※3) 被用者保険とは、国民健康保険と国民健康保険組合を除く健康保険(健康保険組合・共済組合など)のことです。

## 国民年金のお知らせ

会社などを退職したときは  
手続きが必要です

国民年金保険料額が変わります

【対象】  
20歳以上60歳未満で、会社などを退職して厚生年金や共済組合などの加入者でなくなった方と、その加入者の扶養に入っていた配偶者(第3号被保険者)

平成28年4月からは、月額1万6260円になります。

【手続きに必要な書類】  
▽退職証明や離職票など退職日の分かる物  
▽年金手帳  
▽印鑑

保険料は口座振替やクレジットカードによる納付が便利です。まとめて納める場合は割引があります。口座振替などをご希望の方は、葛飾年金事務所へ届出が必要です。

厚生年金や共済組合の扶養認定から外れた配偶者の方も手続きが必要です。手続きには、扶養喪失証明など扶養喪失日が分かる物が必要です。

平成28年4月からの年金額(6月以降に振り込まれる分)は、平成27年度から据え置きとなります。ただし、端数処理が変更になったため、月額で数円の増減が生じます。

国民年金保険料が納付猶予になる学生納付特例制度の手続きをお忘れなく  
申請は毎年度必要です。学校でも受け付けができる場合がありますので、在学校にご確認ください。

「ねんきん定期便」が送付されています  
国民年金・厚生年金の被保険者に、日本年金機構から「ねんきん定期便」が毎年誕生月に送付されます。保険料納付実績や年金の見込額などをご確認ください。

【対象】  
20歳以上の大学・短期大学・専門学校などの学生で、本人の前年所得が一定基準額以下の方所得が一定基準額を超える方でも、失業や災害を受けた方などは特例で認められる場合があります

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請期間】  
4月～平成29年3月  
申請が遅れると、病气やけがで障害の状態になったときに障害基礎年金が受けられない場合があります。

【申請・担当課】  
国保年金課  
(区役所3階315番)  
☎(5654)8214

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181

【申請・問い合わせ】  
葛飾年金事務所  
(立石3-7-3)  
☎(3695)2181